

## 令和4年度における 宮城県教育委員会特定事業主行動計画の実施状況について

平成26年4月に次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）が改正されたことを受け、宮城県教育委員会では、第4期特定事業主行動計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）を策定し、第1期、第2期及び第3期に引き続き教職員の子育て支援と仕事と家庭生活の両立（ワークライフバランス）の向上に取り組んでおります。

法第19条第5項において、毎年、前年度の実施状況等について公表を行うこととされており、令和4年度における取組状況については次のとおりとなっております。

### 1 数値目標について

#### 【育児休業取得率】

	数値目標	令和4年度	令和3年度	令和2年度
男性職員	13%	16.5%	9.7%	5.6%
女性職員	100%	100%	100%	100%

#### 【男性職員が取得できる育児に係る特別休暇の取得率】

	数値目標	令和4年度	令和3年度	令和2年度
出産補助休暇	100%	57.7%	61.1%	58.3%
育児参加休暇	80%	41.2%	42.5%	35.2%

※数値目標は、いずれも令和6年度末までの目標値。

### 2 その他の取組状況等について

育児休業制度の改正状況及び子育てに関する新たな休暇制度等について、育児休業Q&Aを更新するとともに、周知資料を配布し、取得促進を図りました。

### 3 翌年度以降の取組について

令和4年度において、男性職員の育児休業取得率は16.5%となり、特定事業主行動計画における目標数値を達成しました。

一方、特別休暇については、令和3年度に比べ取得率が減少しており、引き続き、取得率の向上に向けた取り組みが必要な状況となっております。

今年度（令和5年度）においては、男性職員の育児休業取得率に係る目標数値を13%から50%へ改正するとともに、育児参加計画書を活用し、職員へ休暇制度及び取得事例を周知するほか、所属長に対し当該職員の業務負担への配慮を促し、職場全体における子育て支援体制の構築を目指して取り組んでまいります。